

様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称	平成24年1月30日 政策調整会議
開催日時	平成24年1月30日(月) 午前 9時10分 ～ 午前10時00分
開催場所	市長公室
出席者	田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、高橋都市建設部長、関根会計管理者、新井水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長 (担当課1) 岡田総務部参事兼人権庶務課長、松上同課長補佐、同課小笠原男女平等推進係長 (担当課2) 松本都市建設部参事兼道路交通課長 (事務局) 神田政策企画室長、村山同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係小曾根主任
会議内容	(1) (仮称) 朝霞市女性センターの設置について (報告) (2) 朝霞市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例 (案) について
会議資料	・ (仮称) 朝霞市女性センターの設置について ・ 朝霞市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例 (案) について
会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
	記録内容の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁
その他の 必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

（田中審議監）

- ・会議次第の議事の順番を入れ替え、（仮称）朝霞市女性センターの設置についての報告を先に行うこととする。

【議題】

（１）（仮称）朝霞市女性センターの設置について（報告）

【説明】

（岡田総務部参事兼人権庶務課長）

- ・朝霞市男女平等推進条例第20条の規定に基づき、第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画及び朝霞市男女平等推進行動計画に、男女平等を推進するための拠点づくりを目標に掲げており、さらには、市長の政策ローカルマニフェストにおいても女性センターの設置を位置付けている。
- ・平成21年10月2日に、市長が朝霞市男女平等推進審議会に対して、「（仮称）朝霞市女性センターに求められる機能について」の諮問を行った。その後、同審議会に専門部会を設置し、計6回にわたる検討を経て、その結果報告を平成22年11月26日に審議会が行った。さらに、専門部会からの報告を基に審議会において審議を行い、平成23年2月17日に市長に対して答申を行った。
- ・答申において、センターのあり方は、①女性の人権問題解決のための学習の場であり、そのための情報の確保、発信、次世代に続く人材養成の場として機能できるセンターを目指すこと、②女性の人権をはじめ子どもや高齢者など、社会的弱者の人権についても偏見や弊害を予防学習し、啓発に努める場として誰もが集うことのできる施設を目指すこと、③センターは、様々な催し物、講座、相談等を積極的にPRするとともに、市民等と協働した活動が展開され、誰もが気軽に利用できるようなセンター施設が望ましいと考える、と提言されている。
- ・機能については、「集う」「学ぶ」「伝える」「調べる」「守る」「支える」の要素に配慮する必要がある。
- ・女性センターの設置場所について、審議会の答申をいかに反映するかを中心に、①これまで遅れていた拠点づくりをいかに早期に実現するか、②財政的にも厳しい中で、施設の活用等を含め、いかに合理的、効率的な運営を行っていくか、③「守る」「支える」機能を充実するためには市役所の関係各課との連携・協力が必要不可欠であり、関係各課と連携が容易に取ることができる場所はどこかとの視点を交えながら検討を行った。その結果、事業を実施するために必要な会議室等が備わっているという最大のメリットがある中央公民館・コミュニティセンターを改修して設置することが適当であるとの結論に至った。

- ・(仮称)朝霞市女性センターの概要について、中央公民館・コミュニティセンターを改修し、開設を考えている部分は、準備室と倉庫の部分である。面積は、準備室の部分が約60平方メートル、倉庫の部分が約40平方メートルである。
- ・レイアウトは、準備室に「支える」「守る」スペースとして、相談室を2部屋(7.6平方メートル及び7.2平方メートル)及び相談者待機スペースを設け、事務室(34.52平方メートル)と更衣室兼休憩室を設けたい。
- ・「集う」「調べる」スペースとしては、下部の倉庫の部分を充て、図書コーナーやパソコンを設置するとともに机、椅子を配置し、世代間を超えた交流の場として、また、啓発物資の配置や関係資料等を配置することで市民が容易に男女平等に関する情報を得られるなど知識を習得する場として考えている。
- ・通路部分に掲示板を設置し、事業の開催など、男女平等に関する情報等を掲示することにより、情報を多くの市民等に「伝える」スペースとして活用したい。
- ・「学ぶ」スペースは、公民館やコミュニティセンターの学習室、実習室や集会室を利用して、講座や講演会等の事業を展開したい。
- ・センターの運営方法について、開所日は中央公民館等と同様とし、月曜日及び1月1日から3日まで及び12月29日から31日までを休所とする。開所時間は、午前9時から午後5時までとする。
- ・職員体制は、正規職員5人と臨時職員2人を予定している。実際には週休日や勤務体制の関係により、通常勤務している職員数は、主に正規職員4人と5時間勤務の臨時職員1人である。
- ・女性センターは総務部人権庶務課に所属し、実質的には男女平等推進係がその運用に当たる。
- ・相談室の活用として、「配偶者暴力相談支援センター」の相談員による相談日を毎週火曜日と土曜日に実施し、それ以外の開所日は、従来通り職員による相談受付を予定している。
- ・女性総合相談についても、現行のとおり毎週木曜日に実施する。
- ・これらの計画は、平成24年1月25日に開催した朝霞市男女平等推進審議会において、了承いただいた。その際、委員の方々から、配偶者暴力相談支援センターの機能があることなどから、セキュリティ対策をしっかりと行うことや、女性が入りやすい施設とするため、壁の色合いなどにも配慮すること、公民館等ではない施設があることを一目でわかるように案内板にも工夫することなどの意見をいただいたので、反映できるようにしていきたい。
- ・今後の予定について、平成24年2月に行われるコミュニティセンター運営審議会、公民館運営審議会及び議会全員協議会において概要説明を行い、3月議会で予算の承認をいただいた後、速やかに整備に向けて設計及び工事に着手し、10月には完了する予定である。その後、開所準備及び周知を行い、平成25年1月4日に開所する予定である。
- ・設置及び管理条例の制定、愛称の選定に向けた作業を並行して進めていきたい。

- ・市民等と協働した活動が展開され、誰もが気軽に利用できる女性センターの開設を目指していきたいと考えている。

【意見等】

(高橋都市建設部長)

- ・夫から暴力を受けている女性が相談するために来館している最中に、夫が追いかけてくる場合も考えられるが、安全に逃げられるよう、相談者が外から見えない構造にするのか。

(岡田総務部参事兼人権庶務課長)

- ・パーテーションを設置し、外から見えないようにする。

(田中生涯学習部長)

- ・公民館の業務に影響を及ぼす場合も考えられるが、公民館運営審議会委員に意見を伺う予定はあるか。

(小林総務部長)

- ・委員に意見を伺い、公民館と常に調整を行っていく。

(丸山議会事務局長)

- ・現在、準備室や倉庫に収納してある物は、どこへ移動するのか。

(松上人権庶務課長補佐)

- ・準備室にあるパネル等は、展示機能を損なわない形で資料室へ移動する。また、倉庫にある物は、地下倉庫へ収納する。

(関根会計管理者)

- ・男女平等推進係は、全員女性センターで勤務することになるのか。

(岡田総務部参事兼人権庶務課長)

- ・その予定で考えている。

(安田福祉部長)

- ・児童、障害者の虐待等に関して、福祉部に相談者が来る場合もある。相談内容によってどの部署で相談を受けるか、女性センターが開館する前に決めておく必要がある。

【結果】

- ・本件については、原案のとおり庁議に諮ることとする。

【議題】

(2) 朝霞市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例(案)について

【説明】

(松本都市建設部参事兼道路交通課長)

- ・宅地の小規模化の傾向があることから、埼玉県は面積用件を100平方メートルと定めた。
- ・朝霞市においても、宅地の小規模化が進んでいるため、100平方メートルを届出面積としたい。

【意見等】

(小林総務部長)

- ・現行の朝霞市公有地の拡大の推進に関する法律施行令では、100平方メートル以上200平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができるとしているが、今回100平方メートルにする理由は、宅地が小規模化しているためか。

(松本都市建設部参事兼道路交通課長)

- ・地価が高く、規模の小さい土地が多いことから、土地の取引動向を把握するためには100平方メートルが良いと考えたためである。

(田中審議監)

- ・100平方メートルとした方が、土地の取引事例の実態に即しており、用途の実態を把握できるとのことで良いか。

(松本都市建設部参事兼道路交通課長)

- ・その通りである。

(新井水道部長)

- ・100平方メートルと200平方メートルの届出・申出の実績は、平成20年度からどの位あるか。

(松本都市建設部参事兼道路交通課長)

- ・平成20年度からの3年間で、20件届出・申出があった。その内訳は、100平方メートル以上200平方メートル未満が1件、200平方メートル以上が19件である。また、届出と申出の内訳は、届出が5件、申出が15件である。

(中村健康づくり部長)

- ・実態は200平方メートル以上の方が多いが、メリットが明確であれば100平方メートルとして良いのではないか。

(星野監査委員事務局長)

- ・100平方メートルとすれば取引動向を把握でき、市が前向きに公共用地を取得することもできるのではないか。

(田中審議監)

- ・近隣4市が同じ規模で捉えることも重要である。
- ・小さい筆数が多いこと、また、届出をきめ細かく拾い上げることで、土地政策について効果的に対応できるようにするという意図だろうと思う。

【結果】

- ・本件については、原案のとおり庁議に諮ることとする。